

小規模保育事業設置・認可に係る状況表

資料1-2

児童福祉法関係

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項	市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。	-	資料1-3	-
第34条の15第3項 第1号	当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。	○	資料1-3	・直近(令和2年12月8日時点)の普通預金として1,900万円以上の残高がある。
第34条の15第3項 第2号	当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。	○	資料1-3	・管理者(代表取締役)は、ベビーシッター、チャイルドマインダーとして15年間活動した経験を有する。 ・全国で保育事業を展開する事業者のコンサルティングを受け申請を行っている。
第34条の15第3項 第3号	実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。	○	資料1-3	・管理者(代表取締役)は、ベビーシッター、チャイルドマインダーとして15年間活動した経験を有する。 ・保育主任予定者については、平成21年に保育士資格を取得、院内小規模保育園で施設長として勤務した経験や小規模保育事業所の開園に携わっており実務経験を有している。
第34条の15第3項 第4号	次のいずれにも該当しないこと。	-	資料1-3	-
第34条の15第3項 第4号 イ	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 ロ	申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項 第4号 ハ	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 ニ	申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。	○	資料1-3 資料1-4	誓約書により対応
第34条の15第3項 4号 ホ	申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。	○	資料1-3 資料1-4	誓約書により対応

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項 第4号 ヘ	申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 ト	申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	○	資料1-3 資料1-4	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 チ	へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 リ	申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 ヌ	申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。	○	資料1-3	誓約書により対応
第34条の15第3項 第4号 ル	申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。	—	資料1-3	—

富里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
趣旨	第1条	この条例は、児童福祉法第34条の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	—	資料1-5	—
一般原則	第5条第6項	家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等に十分な考慮を払って設けなければならない。	○	資料1-5	現地確認済み
保育所等との連携	第6条	家庭的保育事業者等は、連携施設を適切に確保しなければならない。(※経過措置有)	○	資料1-5	保育内容の支援、卒園後の受皿について日吉台幼稚園を連携先として設定
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	○	資料1-5	消火器、火災報知器の設置、2方向の出入口(非常口)の確保、年12回の避難・防災訓練を実施予定 安全管理、危機管理マニュアルの整備
食事	第15条	利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等で調理する方法により行われなければならない。(※経過措置及び特例有)	○	資料1-5	自園調理 調理設備を設置済み。
運営規定	第18条	運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。	○	資料1-5	作成済み
帳簿	第19条	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	○	資料1-5	作成済み

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
設備の基準	第28条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。(※調理設備に関しては経過措置及び特例有)	○	資料1-5	0歳児室(11.62㎡)、1歳児室(30.80㎡)、調理設備、便所を設置
	第28条第2号	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。	○	資料1-5	0歳児室(11.62㎡)、1歳児室(30.80㎡)合計42.42㎡ (11名(0歳児定員3名、1歳児定員8名)×3.3㎡=36.3㎡以上必要)
	第28条3号	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	○	資料1-5	・乳児用布団、沐浴台、哺乳瓶、抱っこひも、ベビーチェア、室内用防災マット
	第28条4号	満2歳以上の幼児を利用させる事業所は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。(※調理設備に関しては経過措置及び特例有)	○	資料1-5	2歳児室(18.57㎡)、屋外遊技場(116.95㎡)、調理設備、便所を設置
	第28条第5号	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、3.3㎡以上であること。	○	資料1-5	保育室として18.57㎡ (8名(2歳児定員8名)×1.98㎡=15.84㎡以上必要) 屋外遊技場として116.95㎡ (8名(2歳児定員8名)×3.3㎡=26.4㎡以上必要)
	第28条第6号	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	○	資料1-5	アップライトピアノ、幼児用布団、室内可動遊具、散歩用バギー、食事用机、食事用椅子 等

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か (○or△or×)	関係資料	状況
職員	第29条	事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。(※調理員に関しては経過措置有) (※1 職員配置に係る特例あり)	○	資料1-5	保育士7名、嘱託医(はる内科小児科クリニック、富里ガーデン歯科) 調理員1名、栄養士1名
	第29条第2項	保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 乳児 おおむね3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 (0歳児数×1/3)+(1・2歳児数×1/6)+(3歳児数×1/20)+(4歳以上児数×1/30) 年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し(小数点以下第2位切捨)、合算した値の小数点以下第1位を四捨五入する。 (※1 職員配置に係る特例あり)	○	資料1-5	0歳児:3名 1歳児:8名 2歳児:8名 計19名 $(3 \times 1/3 = 1) + (8 \times 1/6 = 1.3) + (8 \times 1/6 = 1.3) + 1 = 5$ 名 保育士7名(常勤2名、非常勤5名)、最低基準は満たしている。
	第29条第3項	保育士の数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。	-	資料1-5	現時点で保健師、看護師、准看護師を雇用する予定はない。
	附則第7項	(小規模保育事業所A型の職員配置に係る特例) 当分の間、保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するものを、保育士とみなすことができる。	○	資料1-5	保育士7名のうち、幼稚園教諭のみの資格を持つもの 0名

※1 職員配置に係る特例

・当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

・当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識と経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

この規定を適用するときは、保育士を保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。